

電気通信事業法第31条第1項の規定に基づく特定
関係事業者の指定

(諮問第3143号)

<目次>

1 諮問書	1
2 指定案	2
3 諮問の概要	4

(公印・契印省略)

諮問第3143号
令和3年10月22日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第31条第1項の規定に基づき、特定関係事業者を指定案のとおり指定することとしたい。

上記のことについて、同法第169条第2号の規定により諮問する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十一条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の五の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百二十号（電気通信事業法第三十一条第一項の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

（案）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 東日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。</p> <p>イ エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>ロ 株式会社NTTドコモ</p> <p>二 西日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。</p> <p>イ エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>ロ 株式会社NTTドコモ</p>	<p>一 東日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者 エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社 〔新設〕</p> <p>二 西日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者 エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社 〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

- 電気通信事業法第31条は、**第一種指定電気通信事業者***と**特定関係事業者**(第一種指定電気通信事業者の**グループ会社の中から総務大臣が指定する電気通信事業者**)との間の**役員兼任等を禁止**することにより、他の電気通信事業者との公正競争上の弊害を引き起こす**構造的温床を排除**している。
※ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- NTT持株は、NTTドコモを完全子会社化(2020年12月29日)し、今後NTTコミュニケーションズをNTTドコモの子会社とした上で、NTTドコモとの連携強化を図るとしている。この完全子会社化の状況を踏まえ、総務省で開催した「公正競争確保の在り方に関する検討会議」(座長:大橋 弘 東京大学公共政策大学院院長)報告書において、公正競争確保に向けて、NTTドコモをNTT東日本・西日本の特定関係事業者として指定する必要性が示されたところである。
- NTTドコモとNTTコミュニケーションズの間でネットワーク構築での連携が行われる予定であり、公正競争上の懸念があることから、次頁に掲げる理由により、新たに**NTTドコモをNTT東日本・西日本の特定関係事業者として指定するため、当該告示案を諮問するもの。**

NTTによるNTTドコモの完全子会社化の概要等

- 2020年9月29日TOB(株式公開買付)開始の公表。買付期間:9月30日(水)~11月16日(月)
 - ・ 買付価格:3,900円/株、買付総額:約4.3兆円
 - ※開始時点のNTT持株会社の議決権所有割合は66.21%
- 2020年11月17日TOB成立の公表
 - ・ TOB成立によりNTT持株会社の議決権所有割合は91.46%
- 2020年11月27日にNTTドコモ取締役会において**売渡請求の承認を決議**
 - ・ 2020年12月25日にNTTドコモは上場廃止
 - ・ 2020年12月29日にNTT持株会社がNTTドコモの全株式を取得

子会社化の目的等

- **NTTドコモの競争力強化・成長、NTTグループ全体の成長**
NTTドコモは、NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア等の能力を活用し、新たなサービス・ソリューション及び6Gを見据えた通信基盤整備を移動固定融合型で推進し、上位レイヤビジネスまでを含めた総合ICT企業へと進化
- **取り組みを通じた社会への貢献**
 - ①**産業の国際競争力の強化**
 - ・ 世界で利用される情報通信機器・ソフトウェア・サービスの開発・展開、情報通信国際標準への貢献
 - ②**社会的課題の解決**
 - ・ デジタル化、スマート化の普及促進、地域社会・経済の活性化
 - ③**安心・安全な通信基盤の確保**
 - ・ 事業継続性の向上、情報通信の災害時の強靱化、サイバーセキュリティの強化
 - ④**情報通信産業の発展と顧客満足度の高いサービスの実現**
 - ・ より使いやすく、安価なサービス・料金の提供

1 電気通信事業法第31条に基づく規律についての基本的考え方

第一種指定電気通信事業者の役員が、その子会社等であって特定の密接な関係にある電気通信事業者(特定関係事業者)の役員を兼任することは公正競争上の弊害の構造的温床となりやすく、第一種指定電気通信事業者が、その特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱い等をした場合には、電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きく看過し得ない。

そこで、電気通信事業法第31条において、第一種指定電気通信事業者に対し、その特定関係事業者との間での役員の兼任を行わないこと、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務(第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、業務の受託等)に関し、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないことを義務づけている(特定関係事業者制度)。

2 NTTドコモを指定する理由

NTTドコモは、次の理由から、公正競争上、NTT東日本・西日本の「特定関係事業者」として指定することが適当である。

- ① NTTコミュニケーションズがNTTドコモの子会社となり、NTTドコモとの連携強化が行なわれ、NTTコミュニケーションズのネットワークがNTTドコモに一体化される場合、NTTドコモがNTTコミュニケーションズに代わりNTT東日本・西日本の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であること
- ② NTTグループ内での人事交流等を通じて、NTT東日本・西日本が接続や卸等で知り得た他事業者等の情報がNTTドコモに提供されるリスクが存在すること
- ③ 接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して、NTT東日本・西日本により、取引等を通じて密接な関係にあるNTTドコモに対し、不当に優先的な取扱い等が行なわれるリスクが存在すること

第3章 各課題についての検討

2. 各課題の対応の方向性

① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題

(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念

(関係事業者等の意見)

第2章①(a)のとおり、一般コロケーションなど相対取引においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念や、NTTドコモの接続機能要望等を優先したり、フレキシブルファイバを有利な料金で提供したりするなど、ネットワーク構築面でNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている。また、接続にかかる事前調査申込等の手続においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている。そのほか、NTT東西のローカル5Gに関する懸念も提起されている。

他事業者等からは、これらの課題への対応策として、NTT東西がNTTドコモ等のNTTグループ各社に対する優先的取扱いの有無について、現在の検証よりも詳細な情報に基づいた検証を行う必要があるなどの意見が表明されている。一方、NTT持株からは、NTTドコモの完全子会社化等により、NTT東西とNTTドコモ等との関係が変わるものではなく、NTT東西の禁止行為規制の遵守状況については必要な検証がなされてきており、今後、今回の検討会議や市場検証会議における議論を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、そのための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供に応じていく旨の意見が表明されている。

(略)

(現状)

1(2)のとおり、事業法第30条により、NTT東西は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならないとされている。このため、電気通信業務に係る相対取引の取引条件面でNTTドコモを不当に優遇することや、NTT東西の接続機能要望等に関しNTTドコモの要望を不当に優先して取り扱うこと等は禁止されている。したがって、電気通信業務に係る相対取引においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念や、NTTドコモの接続機能要望等を優先的に取り扱う懸念については、事業法第30条により対応がなされていると考えられる。

ただし、義務コロケーションや電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次等の業務の受託においてNTTドコモを優先的に取り扱うなど、電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して提起されているような懸念については、NTT東西の特定関係事業者にNTTドコモが指定されておらず、事業法第31条による対応はなされていない。

(略)

(対応の方向性)

接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して、NTT東西により、取引等を通じて密接な関係にあるNTTドコモに対し、不当に優先的な取扱い等が行われるおそれがあり、2①(b)及び2②(b)に記載の理由と併せ、新たにNTTドコモを特定関係事業者に指定する必要がある。

(略)

2. 各課題の対応の方向性

① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題

(b) NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念

(関係事業者等の意見)

第2章①(b)のとおり、NTTグループ内での人事交流等を通じて、NTT東西が接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供されるという懸念が提起されている。

他事業者等からは、これらの課題への対応策として、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定する必要や、第三者機関によるNTT東西の設備部門の監査の仕組みを導入する必要があるなどの意見が表明されている。一方、NTT持株からは、NTTドコモの完全子会社化等により、NTT東西とNTTドコモ等との関係が変わるものではなく、これまでもNTTドコモはNTT東西の特定関係事業者には指定はされていないが、特段の問題も生じていない旨の意見が表明されている。

(略)

(現状)

1(2)のとおり、事業法第30条により、NTT東西は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用等してはならないとされている。このため、NTT東西が、競争事業者の接続や卸等に係る情報をNTTドコモ等のNTTグループ各社に流通させることは禁止されている。したがって、NTT東西が接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供されるという懸念については、事業法第30条により対応がなされていると考えられる。

なお、NTTに対する公正競争条件を通じて、NTT東西及びNTTドコモ間では、社員の在籍出向は行わないこととされている。

(略)

(対応の方向性)

NTT東西が接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供されるという懸念について、事業法第30条により対応がなされているものの、取引等を通じて密接な関係にあるNTTドコモに対しNTT東西が接続業務を通じて知り得た情報を流用するリスク等は構造的に存在することから、情報の目的外利用が行われないう構造的に担保するため、2①(a)及び2②(b)に記載の理由と併せ、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定する必要がある。

(略)

2. 各課題の対応の方向性

② NTTドコモとNTTコムに関係に係る課題

(b) ネットワークの一体化に伴う課題

(関係事業者等の意見)

第2章②(b)のとおり、NTTドコモとNTTコムのネットワークが一体化された場合について、禁止行為規制等の形骸化につながることを、NTT東西のネットワークとの一体化につながりうること等の懸念が提起されている。

他事業者等からは、これらの課題への対応策として、NTT東西の特定関係事業者にNTTドコモを追加する必要がある、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムの統合ネットワークは禁止されるべきであるなどの意見が表明されている。一方、NTT持株からは、KDDIやソフトバンクが移動・固定の通信サービスを戦略的に組み合わせて柔軟な提案・提供を行っており、NTTドコモとNTTコムとの連携による移動固定融合型の新たなサービス創出等を通じて市場の活性化につながる旨の意見が表明されている。

ア NTTコムの事業・資産等がNTTドコモ等に移転された場合は、特定関係事業者にNTTドコモ等を追加する必要。また、役員兼任だけでなく、在籍出向の禁止も必要。(KDDI、ソフトバンク、CATV連盟)

イ NTT東西・NTTドコモが旧NTTからの分離会社を合併等する時は、「電気通信事業の登録の更新」の対象にすべき。また、NTT東西間及びNTT東西とNTTドコモ・NTTコム等他の事業者との合併・統合等や、NTT東西と資本的に一体化するNTTドコモが、NTTコム等他の事業者と合併・統合等することは公正競争の観点から認めない。(KDDI)

ウ NTT東西とNTTドコモ・NTTコムの統合ネットワークは禁止されるべき。(KDDI、ソフトバンク、ACCJ)

エ KDDIやソフトバンクは、自社内で移動通信サービスと固定通信サービスを戦略的に組み合わせて柔軟な提案・提供を行っている中、NTTドコモは移動通信だけに止まっており、NTTドコモにもそれに加えてNTTコムとの連携により固定通信の能力を持たせることで、移動固定融合型の新たなサービス創出等を柔軟かつ機動的に行える環境を作ることが、公正な市場競争を促進し、市場の活性化に繋がる。(NTT持株)

(現状)

これまでの経緯として、1992年に移動体業務を旧NTTから分離した際の公正競争条件において別個の伝送路を構築することとされ、NTT東西とNTTドコモは、それぞれ独立したネットワークを構築することとされている。また、1999年に旧NTTは持株会社、東西地域会社、長距離会社の4社に再編成され、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」において、NTT東西とNTTコムは、旧NTTから引き継いだ電気通信業務に対応して資産を承継し、それぞれ独立したネットワークを保有することとなった。一方で、NTTコムとNTTドコモとのネットワークの在り方については、累次の公正競争条件には特に含まれておらず、NTTドコモもNTTコムも、その業務範囲などについての規律は存在しない。そのため、NTTドコモへのNTTコムの設備の移管による一体化を含め、NTTドコモへのNTTコムのネットワークの一体化は、現行法令上は明確な制約はないと考えられる。

ただし、1(2)のとおり、特定関係事業者制度については、かつてNTT東西と一体として電気通信役務を提供していたことにも着目し、NTTコムを指定しているところ、NTTドコモがNTTコムのネットワークを保有するようになったとしても、現状では、NTTドコモはその規律の対象とはなっていない。

また、NTTドコモへの一体化により、従来のNTTコムとの間の取引は、NTTドコモ社内の取引に内部化されることになるため、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制の対象から外れることになる。

なお、NTTドコモが保有する中継系伝送路設備は、移動電気通信役務の提供のために用いられるものであれば、二種指定設備となる。

(対応の方向性)

NTTコムネットワークをNTTドコモに一体化する場合に、①NTTドコモがNTTコムに代わりNTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であることから、2①(a)及び2①(b)に記載の理由と併せ、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定する必要がある。加えて、NTTコムとNTT東西の間の公正競争条件について、NTTコムネットワークがNTTドコモへ一体化されるのであれば、新たに、NTTドコモとNTT東西の間においても遵守される必要がある。

また、これまでの経緯を踏まえれば、NTTコムとNTTドコモネットワークは、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきであり、仮にNTTコムとNTTドコモネットワークが一体化される場合であっても、累次の公正競争条件を維持し、引き続き、一体化されたNTTコムとNTTドコモネットワークは、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきである。一方で、将来的には、マイグレーションに伴う音声における県間伝送設備の不可避的な利用や固定網と移動網のコア網の融合など、ネットワークの在り方が変化していくことも想定されており、そのような変化に対応した規制の在り方等についても、検討していく必要がある(第4章参照)。

NTTコムネットワークをNTTドコモへ一体化する場合に、NTTコムとの間の取引がNTTドコモ社内の取引に内部化されることにより、禁止行為規制の対象から外れるという懸念に関しては、具体的な課題の有無を見極めた上で、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方について、検討を行う必要がある(2③(c)参照)。

NTTドコモとNTTコムとのネットワークの一体化を行う場合は、市場検証会議等において、競争上の問題が新たに生じていないか、状況を継続的に注視していく必要がある。例えば、NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格のデータを得るほか、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況(他者調達の場合の調達先事業者、調達価格)のデータを得ることにより、継続的に確認していくことが考えられる。

3. 各論点に対する対応の進め方

2で記載した各論点に対する対応は、以下の(1)～(3)のように進めていく必要がある。

(1) NTT東西の特定関係事業者への指定等について

2②(b)のとおり、NTTコムネットワークをNTTドコモに一体化する場合に、NTTドコモがNTTコムに代わりNTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であること、2①(b)のとおり、NTTドコモに対し、NTT東西が接続業務を通じて知り得た情報を流用するリスクが存在することから、また、2①(a)に記載のNTT東西によるNTTドコモに対する不当に優先的な取扱い等のリスクも存在することも踏まえ、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要がある。

また、2③(d)のようにNTTグループ内での間接取引(例えば、NTTドコモからNTTコムを経由したNTTレゾナントへのMVNO卸取引)により、規律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するとの懸念が実態として現れたり、NTTグループ内の各社間の電気通信役務に係る取引関係に変化が生じたりした場合(例えば、NTTレゾナントがMVNOとして5万契約を超えるユーザー規模になり、NTTドコモの特定関係法人として追加指定される要件を満たす場合)には、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について速やかに検討することが求められる。そのため、そのような実態が生じていないか、継続的に注視していくことが適当である。

なお、NTT東西及びNTTコム間の法人営業での共同営業の懸念が引き続き存在することから、2②(a)のとおり、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTコム指定を引き続き維持する必要がある。

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)の役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人(当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。)である電気通信事業者に限る。)であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの(次項及び第百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。)の役員を兼ねてはならない。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3～8 (略)